

## 空家等対策協議会の目的について

### 1. 空家等対策の推進に関する特別措置法の概要について

平成 27 年 5 月 26 日に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「特措法」という。）では、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策協議会を設置し、空家等対策計画を定めることができることになりました。

これまで、建築基準法で対象としてきた保安上危険（老朽危険家屋）だけではなく、衛生・景観・環境等の課題が大きい空家に対して、特定空家<sup>※1</sup>として強制力を持つ是正措置を行うことが可能となりました。

また、特措法により、空家の所有者を特定するため、税情報の利用及び空家が残る原因ともなっている土地に対する課税の住宅用地特例<sup>※2</sup>を、特定空家として勧告することで、解除できることになりました。

さらに、市町村が地域の実情に応じた空き家対策を実施することとされました。

※1 特定空家：保安上危険（老朽危険家屋）、衛生上有害、景観阻害、その他周辺的生活環境に不適切な空家をいう。

※2 現行の固定資産税の住宅用地特例

	小規模住宅用地 (200 m <sup>2</sup> 以下の部分)	一般住宅用地 (200 m <sup>2</sup> を超える部分)
固定資産税の課税標準	1/6 に減額	1/3 に減額

### 2. 空家等対策協議会の役割について

特措法により、市町村に空家等対策計画を総合的かつ計画的に実施することが求められており、空家等対策計画及び実施に関する協議を行うため、協議会を設置します。

特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の助言・指導・勧告・命令の市の判断の妥当性・統一性に関する協議を行います。

#### 協議事項

- ・空家等対策計画の作成及び変更に関すること
- ・空家等対策計画の実施（特定空家等の認定、勧告、命令、代執行）に関すること